

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

遠州灘沿岸海岸保全基本計画
(変更)

平成 2 7 年 1 2 月

静 岡 県
愛 知 県

遠州灘沿岸海岸保全基本計画
変 更
原案

令和 7 年〇月

静 岡 県
愛 知 県

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
目次	目次
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項..... 1	第1章 海岸の保全に関する基本的な事項..... 1
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... 1	1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項..... 1
1-1 遠州灘沿岸の現状..... 1	1-1 遠州灘沿岸の現状..... 1
（1）自然的特性..... 1	（1）自然的特性..... 1
① 海岸地形..... 1	① 海岸地形..... 1
② 海岸景観..... 3	② 海岸景観..... 3
③ 海岸の植物..... 5	③ 海岸の植物..... 5
④ 海岸の動物..... 7	④ 海岸の動物..... 7
⑤ 海域の生物..... 9	⑤ 海域の生物..... 9
⑥ 自然環境に関わる法指定状況..... 11	⑥ 自然環境に関わる法指定状況..... 11
（2）社会的特性..... 15	（2）社会的特性..... 15
① 沿岸の歴史と文化..... 15	① 沿岸の歴史と文化..... 15
② 人口・産業..... 19	② 人口・産業..... 19
③ 漁港・港湾..... 21	③ 漁港・港湾..... 21
④ 交通..... 23	④ 交通..... 23
⑤ 土地利用..... 25	⑤ 土地利用..... 25
⑥ 観光・レクリエーション..... 27	⑥ 観光・レクリエーション..... 27
⑦ 砂浜への車両の乗り入れ..... 29	⑦ 砂浜への車両の乗り入れ..... 29
⑧ 海岸における学習活動..... 30	⑧ 海岸における学習活動..... 30
⑨ 海岸における環境保全面での取り組み..... 31	⑨ 海岸における環境保全面での取り組み..... 31
（3）海岸保全の現状..... 33	（3）海岸保全の現状..... 33
① 津波..... 33	① 津波..... 33
② 高潮..... 34	② 高潮..... 34
③ 侵食..... 35	③ 侵食..... 35
④ 漂砂特性..... 39	④ 漂砂特性..... 39
⑤ 砂浜などの防災機能..... 39	⑤ 砂浜などの防災機能..... 39
⑥ 海岸保全施設の整備状況..... 41	⑥ 海岸保全施設の整備状況..... 41
（4）地域の要請..... 43	（4）地域の要請..... 43
（5）関連計画等..... 49	（5）関連計画等..... 49
1-2 沿岸の長期的なあり方..... 51	1-2 沿岸の長期的なあり方..... 51
（1）現況特性と基本方向..... 51	（1）現況特性と基本方向..... 51
（2）沿岸における課題..... 53	（2）沿岸における課題..... 53
（3）基本方針..... 55	（3）基本方針..... 55

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2. 海岸の防護に関する事項…………… 57 2－1. 海岸の防護の目標…………… 57 （１）防護すべき地域…………… 57 （２）防護水準…………… 57 2－2. 海岸の防護の目標を達成するための施策…………… 59 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項…………… 61 3－1. 海岸環境の整備及び保全のための施策…………… 61 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項…………… 62 4－1. 公衆の適正な利用を促進するための施策…………… 62 5. 整備の方向…………… 65 5－1. 砂浜の保全方策…………… 65 5－2. エリア区分と整備の方向…………… 69 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔別冊〕…………… 75 【愛知県】 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項…………… 75 （１）海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域…………… 76 （２）海岸保全施設の種類、規模及び配置等…………… 76 （３）海岸保全施設による受益の地域及びその状況…………… 76 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項…………… 76 3. 今後の取組方針…………… 89 【静岡県】 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項…………… 90 1－1. 整備の基本方向…………… 90 1－2. 防護水準…………… 90 1－3. 整備内容、整備図で示す事項…………… 92 1－4. 整備内容…………… 95 1－5. 整備図…………… 96 2. 海岸保全施設の維持または修繕に関する基本的な事項…………… 106 2－1. 海岸保全施設の維持管理の現状…………… 106 2－2. 海岸保全施設の維持管理の方向性…………… 106 2－3. 維持又は修繕の基本方向…………… 106 2－4. 維持修繕内容…………… 108 2－5. 維持修繕図…………… 112 3. 今後の取り組み方針…………… 122	2. 海岸の防護に関する事項…………… 57 2－1. 海岸の防護の目標…………… 57 （１）防護すべき地域…………… 57 （２）防護水準…………… 57 2－2. 海岸の防護の目標を達成するための施策…………… 59 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項…………… 61 3－1. 海岸環境の整備及び保全のための施策…………… 61 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項…………… 62 4－1. 公衆の適正な利用を促進するための施策…………… 62 5. 整備の方向…………… 65 5－1. 砂浜の保全方策…………… 65 5－2. エリア区分と整備の方向…………… 69 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項〔別冊〕…………… 75 【愛知県】 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項…………… 75 （１）海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域…………… 76 （２）海岸保全施設の種類、規模及び配置等…………… 76 （３）海岸保全施設による受益の地域及びその状況…………… 76 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項…………… 76 3. 今後の取組方針…………… 89 【静岡県】 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項…………… 90 1－1. 整備の基本方向…………… 90 1－2. 防護水準…………… 90 1－3. 整備内容、整備図で示す事項…………… 92 1－4. 整備内容…………… 95 1－5. 整備図…………… 96 2. 海岸保全施設の維持または修繕に関する基本的な事項…………… 106 2－1. 海岸保全施設の維持管理の現状…………… 106 2－2. 海岸保全施設の維持管理の方向性…………… 106 2－3. 維持又は修繕の基本方向…………… 106 2－4. 維持修繕内容…………… 108 2－5. 維持修繕図…………… 112 3. 今後の取り組み方針…………… 122

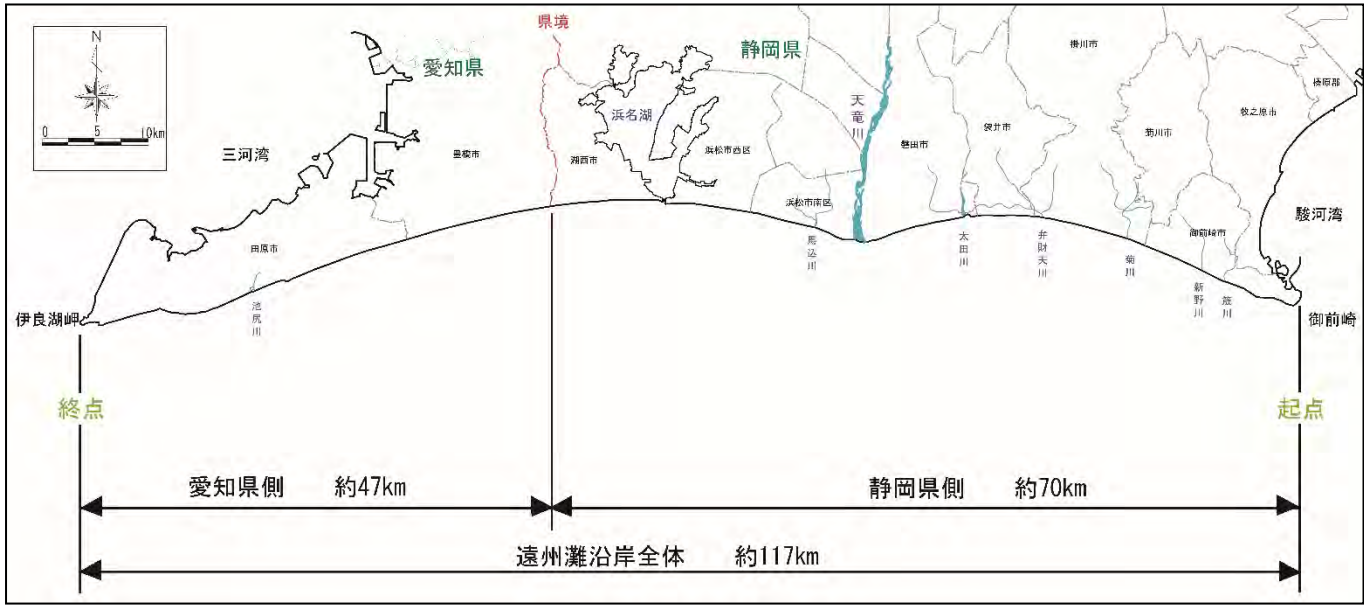
はじめに

遠州灘沿岸は、静岡県側の御前崎から愛知県側の伊良湖岬に至る約 117km の海岸であり、天竜川河口を頂点として東西に緩やかに弧を描く、わが国有数の長大な砂浜海岸である。その砂浜は、天竜川や渥美半島の海食崖からの土砂により形成されている。静岡県側は、白い砂浜と砂丘を広く覆うクロマツ林による白砂青松と、東端の御前崎の波に洗われる岩礁地形が対照的美しいパノラマを展開している。一方愛知県側は、海食崖と砂浜が連綿と続く片浜十三里、伊良湖岬や日出の石門などの荒々しい岩礁地形と押し寄せる太平洋の荒波とが織りなす雄大な景観が特徴的である。

遠州灘沿岸域は、ほぼ全域が国定公園や県立自然公園に指定されており、特徴ある自然地形と太田川河口部や田原市堀切町のハマボウ群落などの希少な自然が残されている。さらに、ほぼ全域の砂浜が全国でも有数なアカウミガメの繁殖の場になっており、その保護活動も各地域で活発に行われている。

遠州灘は波が荒く、流れが速いため海水浴場としての利用はされていないが、釣りや自然にふれあう安らぎの場として地域の人々に親しまれてきた。特に近年は、サーフィンやウインドサーフィンなどの海洋性レクリエーションの場として、遠く関東圏や関西圏からも多く人々が訪れている。

沿岸背後の地域は、温暖な気候に恵まれていることからメロンや電照菊などの施設園芸をはじめとする全国有数の農業生産地である。また、シラス漁をはじめとして、沿岸に豊かな漁場を有していることから漁業も盛んである。かつて浜松藩が奨励した砂地での綿花栽培を起源とする織物機械産業の発達、現在の自動車などの輸送機械をはじめとした日本の先端機械産業の一大工業地帯の形成につながっている。しかし、このような近年の繁栄の一方で、1498 年の明応地震をはじめとした記録に残る 4 度の大地震、昭和 28 年の台風 13 号、伊勢湾台風などにより起こる津波、高潮などの自然災害や海岸侵食が、人々の生活の安全を脅かしてきた。そのため、人々の暮らしの場は自然の脅威を避けて、砂浜・砂丘・海食崖・海岸林に守られた内陸部を中心に形成されてきた。



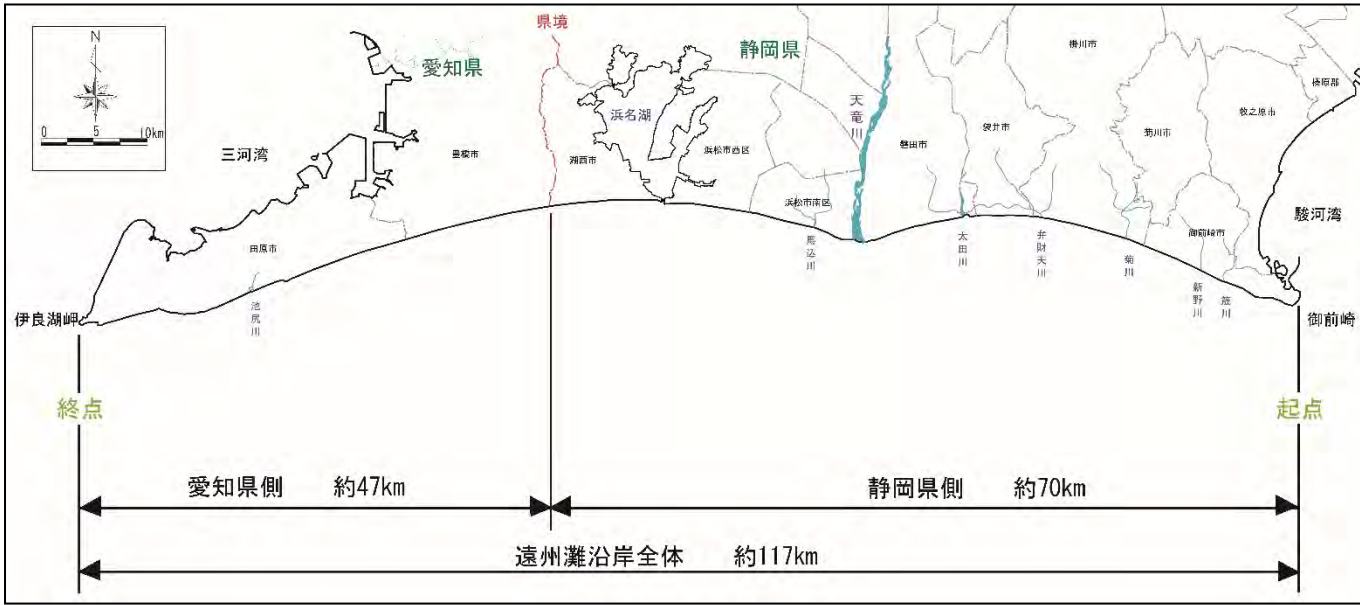
はじめに

遠州灘沿岸は、静岡県側の御前崎から愛知県側の伊良湖岬に至る約 117km の海岸であり、天竜川河口を頂点として東西に緩やかに弧を描く、わが国有数の長大な砂浜海岸である。その砂浜は、天竜川や渥美半島の海食崖からの土砂により形成されている。静岡県側は、白い砂浜と砂丘を広く覆うクロマツ林による白砂青松と、東端の御前崎の波に洗われる岩礁地形が対照的美しいパノラマを展開している。一方愛知県側は、海食崖と砂浜が連綿と続く片浜十三里、伊良湖岬や日出の石門などの荒々しい岩礁地形と押し寄せる太平洋の荒波とが織りなす雄大な景観が特徴的である。

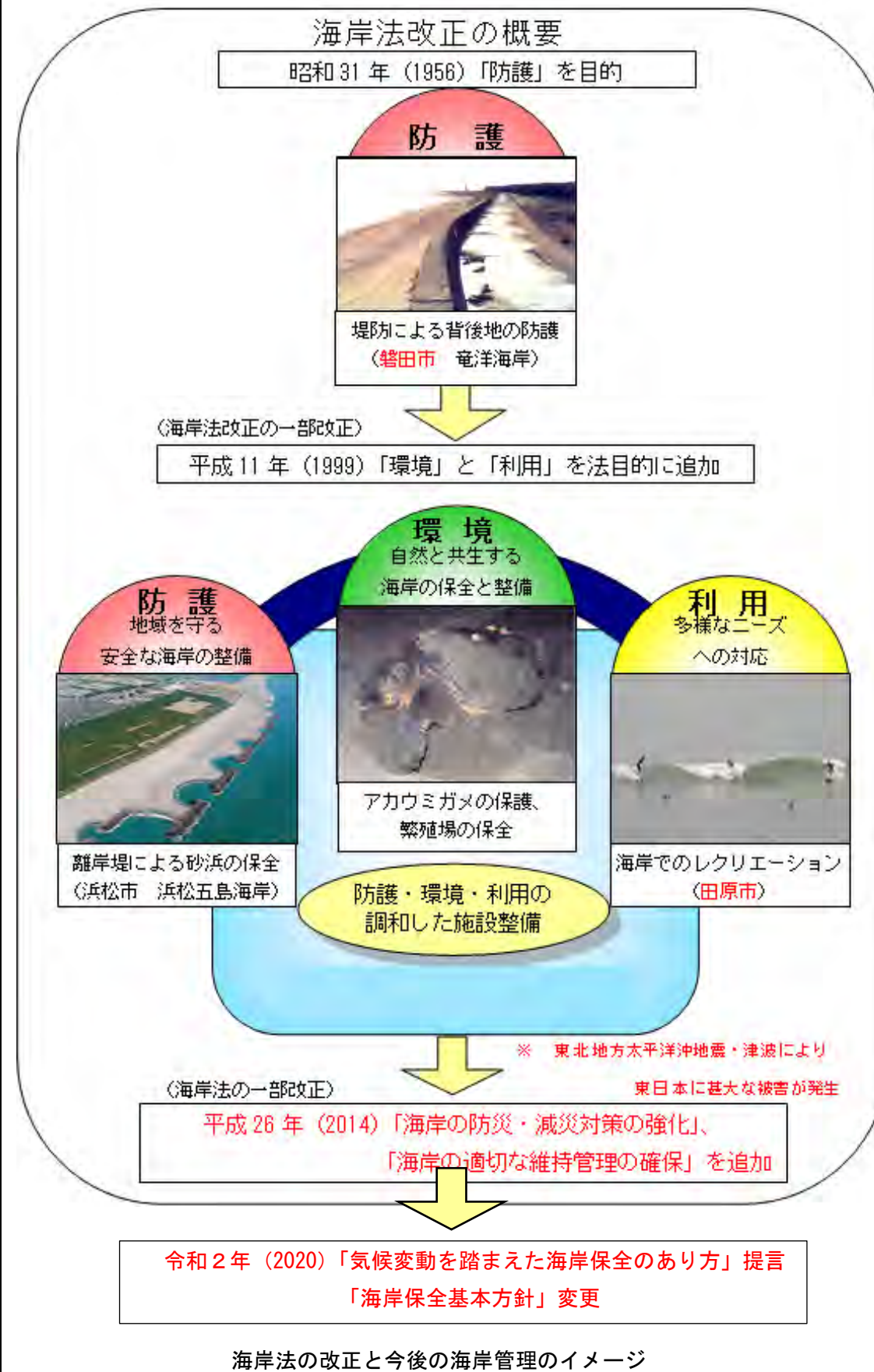
遠州灘沿岸域は、ほぼ全域が国定公園や県立自然公園に指定されており、特徴ある自然地形と太田川河口部や田原市堀切町のハマボウ群落などの希少な自然が残されている。さらに、ほぼ全域の砂浜が全国でも有数なアカウミガメの繁殖の場になっており、その保護活動も各地域で活発に行われている。

遠州灘は波が荒く、流れが速いため海水浴場としての利用はされていないが、釣りや自然にふれあう安らぎの場として地域の人々に親しまれてきた。特に近年は、サーフィンやウインドサーフィンなどの海洋性レクリエーションの場として、遠く関東圏や関西圏からも多く人々が訪れている。

沿岸背後の地域は、温暖な気候に恵まれていることからメロンや電照菊などの施設園芸をはじめとする全国有数の農業生産地である。また、シラス漁をはじめとして、沿岸に豊かな漁場を有していることから漁業も盛んである。かつて浜松藩が奨励した砂地での綿花栽培を起源とする織物機械産業の発達、現在の自動車などの輸送機械をはじめとした日本の先端機械産業の一大工業地帯の形成につながっている。しかし、このような近年の繁栄の一方で、1498 年の明応地震をはじめとした記録に残る 4 度の大地震、昭和 28 年の台風 13 号、伊勢湾台風などにより起こる津波、高潮などの自然災害や海岸侵食が、人々の生活の安全を脅かしてきた。そのため、人々の暮らしの場は自然の脅威を避けて、砂浜・砂丘・海食崖・海岸林に守られた内陸部を中心に形成されてきた。



現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
遠州灘の砂浜・砂丘・海食崖・海岸林は天然の防護の役割を果たしており、あらゆる営みの生命線である。特に砂浜は、防護だけでなく、動植物の生息・生育の場や、レクリエーションの場として、多様な役割も担っており、遠州灘にはかけがえのないものとなっている。しかしこの砂浜も、近年は沿岸全体が侵食傾向にあり、その保全が最大の課題となっている。また、レクリエーション活動の活発化は、砂浜への車の乗り入れやごみの散乱など、海岸環境への新たな影響も現れており、それらの問題への対応も求められている。 平成 11 年に「海岸法」が改正され、これまでの「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備や保全」と「公衆の海岸の適正な利用」を図り、地域の意向を十分に配慮した総合的な海岸の保全を推進することになり、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定することとなった。 そこで、静岡県と愛知県では、遠州灘沿岸を広域的な視点でとらえ、また、地域の人々や専門家の意見を積極的に取り入れながら、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりを目指した『遠州灘沿岸海岸保全基本計画』を共同で策定し、各海岸の特性に応じた整備や環境の保全、適正な利用を図ってきた。 そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。 また、平成 27 年 2 月の海岸法における『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』の変更では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。 このような社会情勢の変化を踏まえ、防護面に関しての新たな知見や総合的な防災の考え方などを取り込んだ『遠州灘沿岸海岸保全基本計画』とする必要があるため、本計画の変更を行うものである。 海岸法改正の概要 昭和 31 年（1956）「防護」を目的 防 護 堤防による背後地の防護 （磐田市 竜洋海岸） （海岸法改正の一部改正） 平成 11 年（1999）「環境」と「利用」を法目的に追加 環 境 自然と共生する 海岸の保全と整備 防 護 地盤を守る 安全な海岸の整備 利 用 多様なニーズ への対応 離岸堤による砂浜の保全 （浜松市 浜松五島海岸） アカウミガメの保護、 繁殖場の保全 海岸でのレクリエーション （田原市） 防護・環境・利用の 調和した施設整備 （海岸法の一部改正） 平成 26 年（2014）「海岸の防災・減災対策の強化」、 「海岸の適切な維持管理の確保」を追加 ※ 東北地方太平洋沖地震・津波により 東日本に甚大な被害が発生	遠州灘の砂浜・砂丘・海食崖・海岸林は天然の防護の役割を果たしており、あらゆる営みの生命線である。特に砂浜は、防護だけでなく、動植物の生息・生育の場や、レクリエーションの場として、多様な役割も担っており、遠州灘にはかけがえのないものとなっている。しかしこの砂浜も、近年は沿岸全体が侵食傾向にあり、その保全が最大の課題となっている。また、レクリエーション活動の活発化は、砂浜への車の乗り入れやごみの散乱など、海岸環境への新たな影響も現れており、それらの問題への対応も求められている。 平成 11 年に「海岸法」が改正され、これまでの「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備や保全」と「公衆の海岸の適正な利用」を図り、地域の意向を十分に配慮した総合的な海岸の保全を推進することになり、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定することとなった。 そこで、静岡県と愛知県では、遠州灘沿岸を広域的な視点でとらえ、また、地域の人々や専門家の意見を積極的に取り入れながら、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりを目指した『遠州灘沿岸海岸保全基本計画』を共同で策定し、各海岸の特性に応じた整備や環境の保全、適正な利用を図ってきた。 そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。 また、平成 27 年 2 月の海岸法における『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』の変更では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。 さらに、気候変動の影響により世界的に平均海面水位の上昇が顕在化する中で、気候変動に伴う平均海面の水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方について示す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が令和 2 年 7 月に国から提示された。ここでは今後の海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換することが明示され、これを受け、令和 2 年 11 月 20 日に海岸保全基本方針が変更された。 このような社会情勢の変化や気候変動への対応方針の変化を踏まえ、防護面に関しての新たな知見や総合的な防災の考え方などを取り込んだ『遠州灘沿岸海岸保全基本計画』とする必要があるため、本計画の変更を行うものである。



遠州灘沿岸海岸保全基本計画の策定にあたって

◎ 海岸保全基本計画の位置付け

平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、下図に示すとおりである。

平成 11 年 海岸法の改正

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」
防護主体の海岸整備から防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本方針（主務大臣）

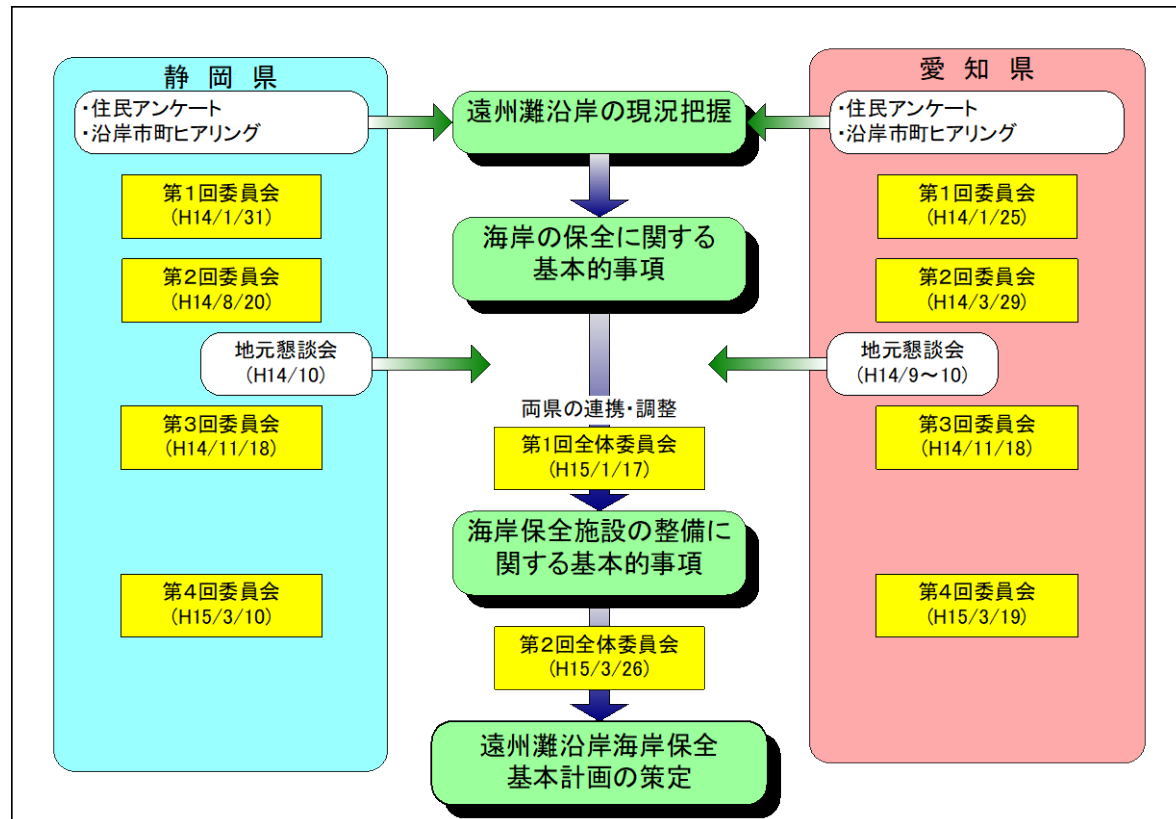
「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」
広域海岸の区分、海岸保全の基本理念、考え方等、国としての海岸管理の在り方（海岸の保全に関する基本的方向性）を定めたもの。

海岸保全基本計画（都道府県知事）

環境、利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める策定にあたっては、地域の意見、専門家の知見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続並びに関係住民の意見を反映する手続を導入することとされている。
その後、平成 26 年海岸法の改正に伴い、新たに海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を定めることとなった。

新しい海岸保全の計画制度

◎ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画策定フロー（平成 15 年 7 月策定）



遠州灘沿岸海岸保全基本計画の策定にあたって

◎ 海岸保全基本計画の位置付け

平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、下図に示すとおりである。

平成 11 年 海岸法の改正

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」
防護主体の海岸整備から防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本方針（主務大臣）

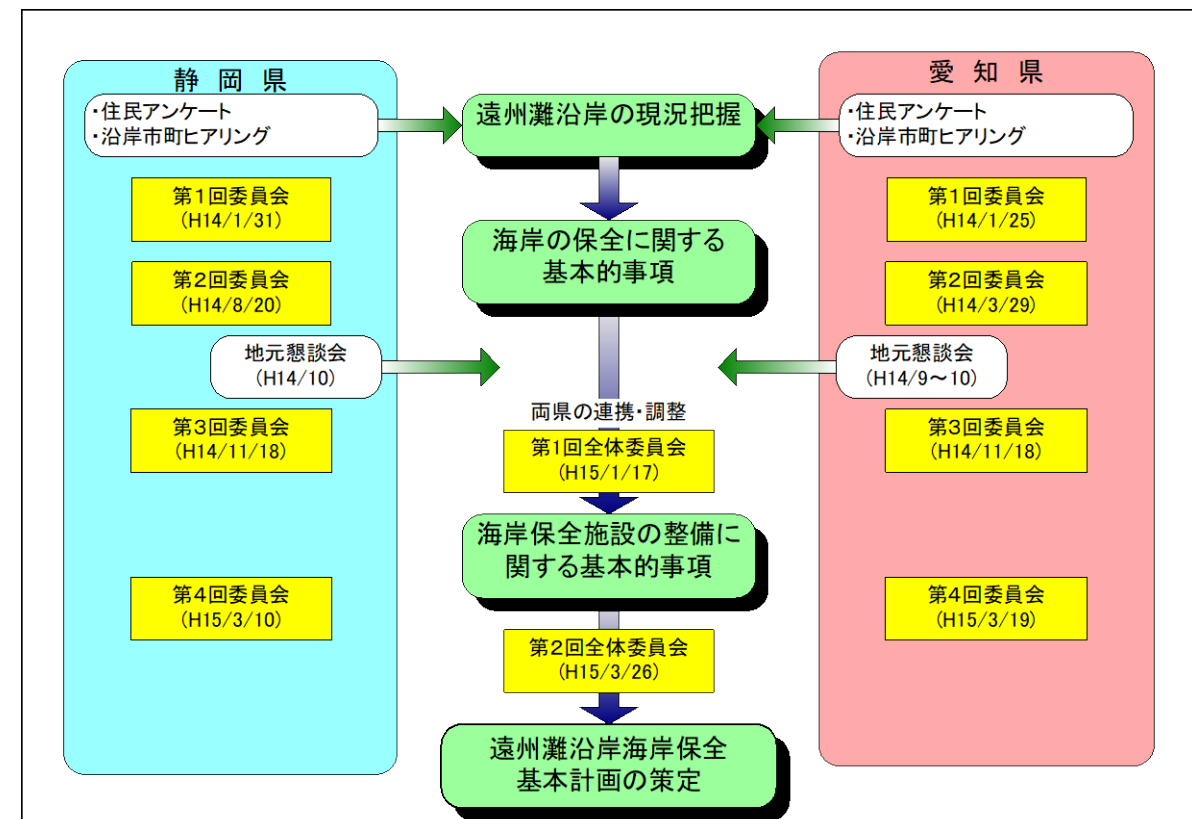
「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」
広域海岸の区分、海岸保全の基本理念、考え方等、国としての海岸管理の在り方（海岸の保全に関する基本的方向性）を定めたもの。

海岸保全基本計画（都道府県知事）

環境、利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める策定にあたっては、地域の意見、専門家の知見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続並びに関係住民の意見を反映する手続を導入することとされている。
その後、平成 26 年海岸法の改正に伴い、新たに海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を定めることとなった。
さらに、令和 2 年度の海岸保全基本方針の変更に伴い気候変動への対策に関する事項を定めることとなった。

海岸保全の計画制度

◎ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画策定フロー（平成 15 年 7 月策定）



◎ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の整理手順及び構成

遠州灘沿岸海岸保全基本計画は、沿岸の現状をふまえて、下記の手順及び構成により沿岸のあり方、沿岸における課題・要請事項、課題に取り組むための基本方針及び施策について、静岡県と愛知県が共同して作成する計画である。

遠州灘沿岸の現状 [第1章1の1-1]

自然的特性 社会的特性 海岸保全の現状 地域の要請 関連計画等

現況特性と基本方向 [第1章1の1-2]

遠州灘沿岸の姿（特色）

遠州灘沿岸のあり方

遠州灘沿岸の基本方向

沿岸における課題[第1章1の1-2]

沿岸における課題・要請として取りあ
げる事項

- 海岸保全基本方針
- 海岸の現状
- 地域の声
- 関連計画等

基本方針 [第1章1の1-2]

沿岸における課題に取り組むための
基本的な方針を整理

防護・環境・利用に関する施策 [第1章2. 3. 4]
及び 整備の方向 [第1章5]

基本方針に基づく防護・環境・利用各々の施策
及び 砂浜の保全方策、エリア区分を整理

海岸保全施設の整備計画 [第2章]

- 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - ・ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
 - ・ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
- 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - ・ 海岸保全施設の存する区域
 - ・ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・ 海岸保全施設の維持又は修繕方法
- 今後の取り組み方針

◎ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の整理手順及び構成

遠州灘沿岸海岸保全基本計画は、沿岸の現状をふまえて、下記の手順及び構成により沿岸のあり方、沿岸における課題・要請事項、課題に取り組むための基本方針及び施策について、静岡県と愛知県が共同して作成する計画である。

遠州灘沿岸の現状 [第1章1の1-1]

自然的特性 社会的特性 海岸保全の現状 地域の要請 関連計画等

現況特性と基本方向 [第1章1の1-2]

遠州灘沿岸の姿（特色）

遠州灘沿岸のあり方

遠州灘沿岸の基本方向

沿岸における課題[第1章1の1-2]

沿岸における課題・要請として取りあ
げる事項

- 海岸保全基本方針
- 海岸の現状
- 地域の声
- 関連計画等

基本方針 [第1章1の1-2]

沿岸における課題に取り組むための
基本的な方針を整理

防護・環境・利用に関する施策 [第1章2. 3. 4]
及び 整備の方向 [第1章5]

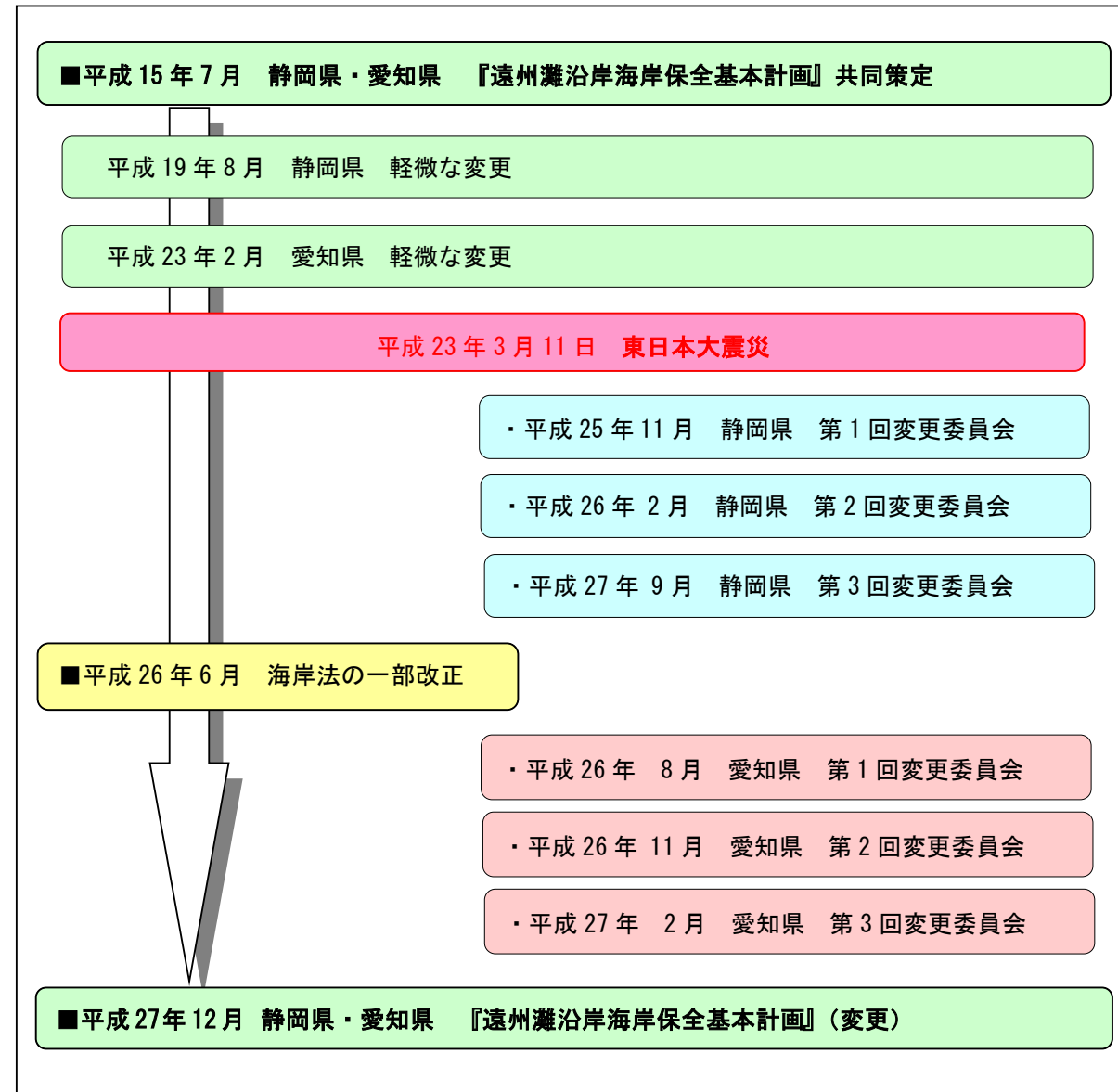
基本方針に基づく防護・環境・利用各々の施策
及び 砂浜の保全方策、エリア区分を整理

海岸保全施設の整備計画 [第2章]

- 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - ・ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
 - ・ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
- 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - ・ 海岸保全施設の存する区域
 - ・ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・ 海岸保全施設の維持又は修繕方法
- 今後の取り組み方針

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
遠州灘沿岸海岸保全基本計画の変更にあたって 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定 の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応 急活動の遅れなど多くの教訓を残した。 静岡県では、この教訓をもとに地震・津波対策の総合的な検討・見直しを進め、平成 24 年 12 月に「今 後の地震・津波対策の方針」を策定するとともに、平成 25 年 6 月に今後の地震・津波対策の基礎資料とな る「第 4 次地震被害想定（第一次報告）」、同 11 月に「同（第二次報告）」、同時に対策の行動目標である「地 震・津波対策アクションプログラム 2013」を公表した。 その後、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波について、内閣府と相談の上、新しい知見 に基づく津波断層モデルを設定し、津波想定を行った結果への対応として、平成 27 年 6 月に「第 4 次地震 被害想定（追加資料）」を公表した。 愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示されたこと、 さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被害が生じたことを踏まえ、「東 海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 23 年度～25 年度）、「愛知県沿岸部における津波・ 高潮対策検討会」（平成 23 年度～24 年度）を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防 災の考え方などに関する検討を行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目 指す「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を平成 26 年 12 月に公表した。 また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整 備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保全施設の整備に関 する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する 事項が規定された。 以上を踏まえ、主に防護面に関しての新たな知見や総合的な防災への考え方に従い、『遠州灘沿岸海岸保 全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する事項」を 見直し、本計画を変更するものである。	遠州灘沿岸海岸保全基本計画の変更にあたって 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定 の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応 急活動の遅れなど多くの教訓を残した。 静岡県では、この教訓をもとに地震・津波対策の総合的な検討・見直しを進め、平成 24 年 12 月に「今 後の地震・津波対策の方針」を策定するとともに、平成 25 年 6 月に今後の地震・津波対策の基礎資料とな る「第 4 次地震被害想定（第一次報告）」、同 11 月に「同（第二次報告）」、同時に対策の行動目標である「地 震・津波対策アクションプログラム 2013」を公表した。 その後、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波について、内閣府と相談の上、新しい知見 に基づく津波断層モデルを設定し、津波想定を行った結果への対応として、平成 27 年 6 月に「第 4 次地震 被害想定（追加資料）」を公表した。 愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示されたこと、 さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被害が生じたことを踏まえ、「東 海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 23 年度～25 年度）、「愛知県沿岸部における津波・ 高潮対策検討会」（平成 23 年度～24 年度）を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防 災の考え方などに関する検討を行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目 指す「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を平成 26 年 12 月に公表した。 また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備 等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保全施設の整備に関す る事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事 項が規定された。 以上を踏まえ、主に防護面に関しての新たな知見や総合的な防災への考え方に従い、『遠州灘沿岸海岸保 全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する事項」を 見直し、本計画を変更するものである。 気候変動を踏まえた海岸保全の取組 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書（平成 25 年）では気候システムの温暖化 には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇していることが報告さ れていた。更に、21 世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇を続ける ことを予測しており、実際に現在まで海面水位の上昇は加速して続いていると第 6 次評価報告書（令和 5 年）においても報告されている。 令和 2 年 7 月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変動による影響を明示的 に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和 3 年 7 月 に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和 3 年 8 月には気候変動の影 響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出され た。 静岡県・愛知県では国の方針に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を 踏まえ、海岸保全施設等の計画外力の設定に必要な技術基準などを見直し、ハード対策やソフト対策を組 み合わせ、気候変動適応策を具体化する検討を進めている。 以上を踏まえ、気候変動に関する新たな知見や将来外力への対策を考慮し、『遠州灘沿岸海岸保全基本計 画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」及び「海岸保全施設の整備に関する事項」を見直し、 本計画を変更するものである

◎ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の変更履歴



◎ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

